

社会福祉法人マーシ園 組織規程

平成19年3月28日制定

平成19年10月16日 ヘルパーステーション関係別表1及び別表2の一部改正

平成20年11月1日 別表1組織図(授産の係)の一部改正

平成23年3月15日 職位、職務、運営会及び別表2組織図の一部改正

平成25年3月18日 別表1組織図の一部改正(ホーム風の谷、特定相談支援事業所追加)

平成26年3月17日 別表1組織図の一部改正(ケアホームを削り、看護リハビリステーション追加)

平成29年3月23日 別表1組織図の一部改正(ホーム風の谷を削り、福野事業所を新たに組織に追加し、ヘルパーステーションとホーム風の谷・ホームふくの実を福野事業所に含め

平成30年11月21日 別表1組織図の一部改正(なんと共同作業所の単独事業所化)

令和2年3月23日 別表1組織図の一部改正(すてっぷ就労移行支援を廃止)

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人マーシ園(以下、「法人」という。)の運営組織及び業務分掌等に関する基本的事項を定め、もって事業の効率的推進と責任体制の確立を図ることを目的とする。

(組織)

第2条 法人の組織は、別表1組織図に定めるところによる。

(職位の区分)

第3条 この法人の職位は、次のとおりとする。

理事長、本部事務局長(以下「事務局長」という。)、本部事務局次長(以下「本部次長」という。)、施設長、所長、事務長、主幹、係長、主査、主任

2 その他、必要により前項各職位の代理及び補助職位を置くことができる。

3 事務局長は、理事の職に就く施設長が兼務するものとする。

4 業務に関連する法律等により別名称の職名が必要な職位に対しては、その職名を重ねて発令することができる。

(組織運営の原則)

第4条 組織の各部門は法人の理念、方針及び関係規程の定めるところに従い、それぞれの業務を進めるものとするが、必要に応じ各部門間でチームを編成し、重点的に業務を進めるものとする。

2 各部門内の組織単位(以下、「係」という。)は、自己の業務に責任をもって遂行するとともに、お互いに担当業務を尊重し、また補完し合わなければならない。

3 各係は、相互に関連のある業務について、法人の業務活動が有機的に行われるようすすんで協調しなければならない。

(理事の職務)

第5条 理事長たる理事は、法人を代表するとともに、法令・定款の規定及び理事会の決定するところに従い、法人の業務を掌理する。

2 理事は、理事会を構成し、法人の業務を決定する。

(監事の職務)

第6条 監事は、理事の業務執行状況及び法人の財産の状況の監査等、社会福祉法第40条の職務を行う。

(職員の職務)

第7条 施設長及び所長は、理事長の命を受け、施設又は事業を統括し、処理する。

2 事務局長は、理事長の命を受け、本部事務局の業務を統括し、処理する。

3 事務長は、事務局長、本部次長、施設長及び所長の命を受け、その部門の業務を統括し、処理する。

- 4 主幹は、所属長の命を受け、その部門の業務を行うとともに、所属長に対して協調、援助にあたる。
- 5 係長は、所属長の命を受け、その所管する業務を統括し、処理する。
- 6 主査、主任は、所属長の命を受け、その所管する業務を行うとともに、所属長を補佐する。
- 7 係員は、所属長の命を受け、次条「業務の分掌」に規定する業務を行う。
- 8 それぞれの長から命令又は指示を受けた者は、その措置状況について、速やかにそれぞれの長に報告しなければならない。
- 9 事務長及び次長は、その部門の業務の執行状況について、適宜施設長、所長又は事務局長に報告しなければならない。
- 10 施設長、所長及び事務局長は、施設又は事業等の業務の執行状況について、適宜理事長に報告しなければならない。
- 11 事務局長及び本部次長は、法人の施設又は事業の執行状況について、適宜理事長に報告しなければならない。

(業務の分掌)

第8条 業務分掌は、本部事務局、施設、係、事業センターを単位として、これを別表2業務分掌表に定める。

(運営会)

第9条 運営会は、理事長、施設長、所長、事務長及び次長をもって構成する。

- 2 運営会は、理事会への議案等を整理し、理事会に付議するとともに、理事会の決定するところに従い、法人・施設の運営に関する重要事項を審議し、決定する。なお、決定は全員一致によるものとする。
- 3 運営会は、理事会の前に理事長が主宰し、定期的を開催する。
- 4 前項の会議の他、事務局長は、社会福祉法人内の連絡調整のため定期又は随時、運営会を開催することができる。
- 5 理事長に事故あるときは、あらかじめ理事長が指名した理事が、これを代行する。
- 6 運営会の概要は、議事録に記録し、必要に応じ職員に周知する。
- 7 運営会の事務は、事務長又は次長が行う。

(運営上の疑義)

第10条 この規程の運営上で疑義が生じたときは、理事長がこれを決定する。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。ただし、業務分掌表の軽微な変更は理事長が行い、その旨理事会に報告するものとする。

附則 (平成19年 3月28日改正)

この規程は、平成19年 4月1日から施行する。

附則 (平成19年10月16日改正)

この規程は、平成19年10月16日から施行する。

附則 (平成20年10月29日改正)

この規程は、平成20年11月1日から施行する。

附則 (平成23年3月15日改正)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附則 (平成25年3月18日改正)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則 (平成26年3月17日改正)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則 (平成26年3月17日改正)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則 (平成26年3月17日改正)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附則 (平成29年3月17日改正)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則 (平成30年11月21日改正)

この規程は、平成30年11月21日から施行し、平成30年10月1日から適用する。

附則 (令和2年3月23日改正)

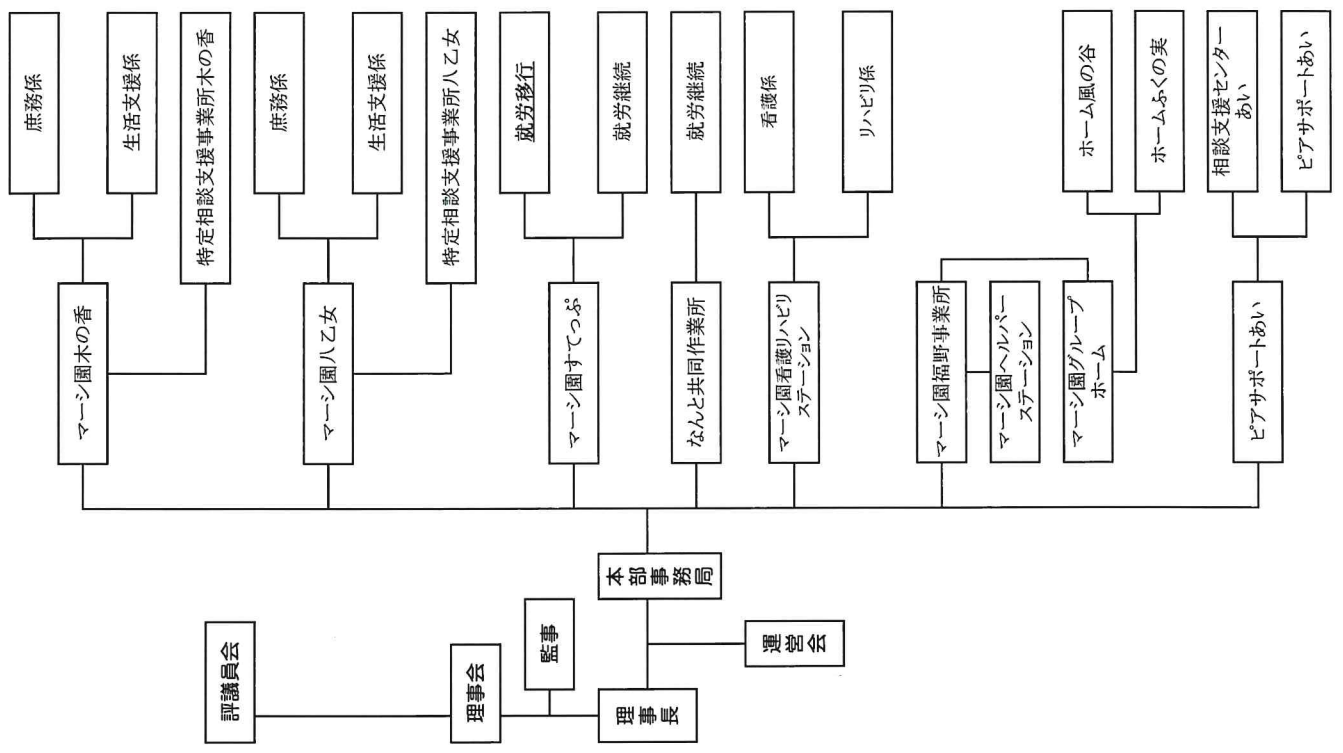
この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表 1

改正前

平成30年10月1日現在

社会福祉法人マーシ園 組織図



別表 1

改正後

令和2年4月1日現在

社会福祉法人マーシ園 組織図

